

幼児教育の無償化について

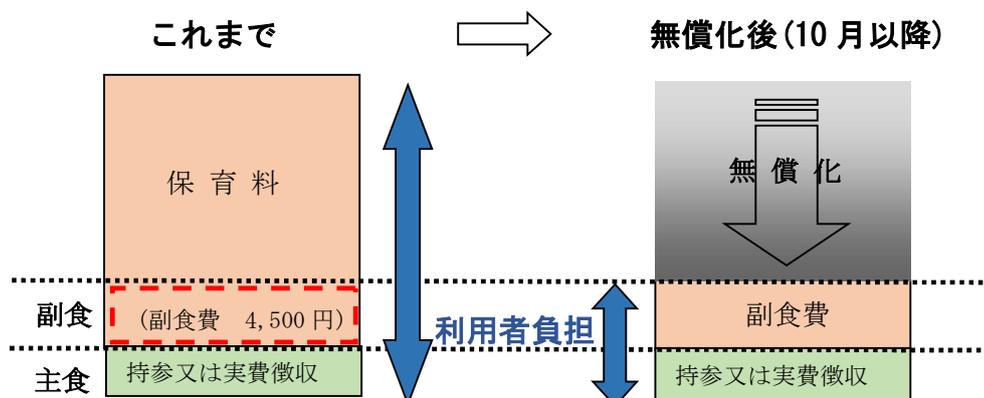
子育て応援課

1 概要

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(令和元年法律第7号。令和元年5月17日公布。)の制定に伴い、令和元年10月より幼児教育無償化が実施されます。

- (1) 対象となる子ども
 - ア 3歳から5歳(原則全世帯)
 - イ 0歳から2歳(住民税非課税世帯)
- (2) 対象施設
 - ア 保育園、幼稚園、認定こども園等 → 利用料無償化
 - イ 認可外保育施設、ベビーシッター等 → 利用料補助(上限あり)
 - ウ 就学前の障がい児発達支援施設 → 利用料無償化(こども園等との併用の場合、共に無償化)
- (3) 3歳以上児の副食費実費徴収の継続

副食費(食材料費)は幼児教育無償化の対象外となる。現在、保育料の一部として徴収しているが、幼児教育無償化後は副食費として利用者負担となる(ただし、年収360万円未満程度の世帯は免除対象)。



2 今後の予定

- (1) 8月 保護者等へ幼児教育無償化説明会の開催
- (2) 9月 町報による広報

《参考》

琴浦町 幼児教育無償化対象者

対象人数(H31年2月人数により比較)

3～5歳児(420人)			0～2歳児(301人)		
保育料徴収対象 (第1子)	町単独保育料軽減 (第2子)	国・県軽減制 度対象(主に 第3子以降)	保育料徴収 対象 (第1子)	町単独保育 料軽減 (第2子)	国・県軽減制 度対象(主に 第3子以降)
160	148	112	99	105	97



【幼児教育無償化後】

国軽減制度対象(無償化)	保育料徴収 対象 (第1子)	町単独保育 料軽減 (第2子)	国・県軽減制度 対象(主に第3 子以降 無償 化含む)
420	92	102	107